

区分や控除金額等の詳細については・・・

給与支払報告書（個人別明細書）の記載事項の詳細は、国税庁が発行している「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご確認ください。

その他の注意事項や不明点等については、国税庁ホームページを確認または最寄りの税務署へお問い合わせください。

①【種別】

「給与・賞与」等を記入。なお、受給者が事業専従者の場合は、「専従者給与」と記入。

②【給与所得控除後の金額（調整控除後）】

給与所得控除後の金額を記入。給与所得控除額の上限となる給与等の収入額は 850 万円で、控除額の上限額は 195 万円。

税制改正あり（変更） → 詳細は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」（国税庁）。

③【特定親族特別控除の額】

特定親族の合計所得金額に応じて、所得階層ごとに特定親族特別控除額を記入。

税制改正あり（新設） → 詳細は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」（国税庁）。

④【社会保険料等の金額】

社会保険料控除額の合計額を記入。小規模企業共済等掛金がある場合は、掛金の金額を上段に内書き。

⑤【摘要】

- ・ 5 人目以降の扶養親族等、障害者である同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）の氏名を記入。
- ・ 前職分を含めて年末調整した場合は、前職分の支払者、支払額、社会保険料、源泉徴収税額を記入。
- ・ 外国との租税条約に該当する方は「租税条約第〇〇条該当」または「日本と〇〇（国名）との間の租税条約により課税免除」と記入。
- ・ 普通徴収とする場合、摘要欄に符号（普 A～普 F）を記入。

⑥【生命保険料の金額の内訳】

生命保険料の控除額がある場合は、各保険料の支払額を記入。

⑦【（源泉・特別）控除対象配偶者、控除対象扶養親族等、16 歳未満の扶養親族の各欄】

- ・ 非居住者に該当する控除対象配偶者および 16 歳未満の扶養親族は、区分欄に「○」を記入。また、控除対象扶養親族等には、内容に応じて「01」、「02」、「03」、「04」のいずれかを記入。
- ・ 特定親族特別控除の額に応じて区分欄に「10」、「20」、「30」、「40」、「50」、「60」、「70」、「80」、「90」のいずれかを記入（居住者の場合）。

税制改正あり（新設） → 詳細は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」（国税庁）。

⑧【旧長期損害保険料の金額】

地震保険料の控除額に旧長期損害保険料に係る控除額が含まれている場合は、その支払額を記入。

⑨【基礎控除の額】

合計所得金額に応じて、所得階層ごとに控除額を記入。

税制改正あり（変更） → 詳細は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」（国税庁）。

⑩【所得金額調整控除額】

給与等の収入金額が 850 万円超で、かつ一定の条件に該当して所得金額調整控除額がある場合は、その所得金額調整控除額を記入。

⑪【寡婦】・⑫【ひとり親】

該当する場合は、欄に「○」を記入。